

答申第 87 号
令和5年1月31日

青森県議会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和3年7月13日付け青議第133号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和2年度政務活動費に係る収支報告書等についての不開示決定処分に対する審査請求
についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県議会（以下「実施機関」という。）が別表に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を不開示とした決定は妥当でなく、実施機関は、本件対象文書について、改めて青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第11条第1項又は第2項の決定を行うべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和3年5月28日、実施機関に対し、条例第5条の規定により、「令和2年度の政務活動費」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として本件対象文書を特定し、条例第7条第6号に該当するとして不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年6月11日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年6月14日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

開示しない理由は、「県内部における審議検討等に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため。」とある。

開示請求した行政文書は、毎年度議会に提出された後、被覆処理等を行い期間を置いてから、閲覧に供している。

本件開示請求は、その議会に提出された行政文書そのものの請求であり、被覆処理等が行われ閲覧に供する前の行政文書の開示請求である。被覆処理等が行われ閲覧に供する行政文書と何ら変わらない、現物の文書である。

開示しない理由が、抽象的で、理解できず、具体性に乏しい。時間稼ぎとも解される。

(2) 反論書

実施機関の弁明書は、審査請求の趣旨及び理由に対して何ら理解のできない言い訳に終始している。

精査中であれば開示の延長や、一部精査が終わった文書の開示もでき、本件処分は不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由等は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

政務活動費に係る収支報告書は、青森県政務活動費の交付に関する規程第3条において「収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日（4月30日）の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（7月1日）からすることができる。」と定められている。審査請求人から本件開示請求があった令和3年5月28日時点では同年7月1日の閲覧開始に向けて本件対象文書を精査中であり、議員に対して誤りの修正依頼や疑義照会を行っている段階であった。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 本件開示請求の対象文書としては、本件開示請求のあった令和3年5月28日時点での令和2年度政務活動費収支報告書等を特定した。なお、本件開示請求時に議員に返却されていた場合については、議長の管理下にある状態であることには変わらないことから、返却されている収支報告書等も対象文書として特定されるものであ

る。

(2) 議員から当初提出された令和2年度政務活動費収支報告書等と、再提出された（補正等のため返却され、かつ、一回又は複数回の補正等を経た上で、令和3年7月1日以降閲覧の用に供された）同収支報告書等とは、物理的に同一ではないものの、調査期間中は議会事務局の管理下において調査が行われ、その結果、議員了解の上、差し替えされたものであることから、同一の行政文書であると考えている。

(3) 収支報告書等が4月30日までに議員から提出されてから閲覧に供するまでの調査期間中、議会事務局において、提出書類に不備がないか検討を行うとともに、必要に応じて使途基準に合致するかどうか疑義等が生じた場合に議員に確認を行い、その後、議員において必要な補正等を行うことがあるため、この過程を「審議、検討又は協議」ととらえて、条例第7条第6号に該当すると判断していた。

しかし、改めて検討した結果、収支報告書等の作成、及び提出後の補正は、議員が自ら行うものであることを踏まえると、本件対象文書が「審議、検討又は協議に関連して作成された情報」であると解することは適当ではないと判断し、以下の理由により、条例第7条第7号の「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると解されるため、適用条項を見直すものである。

(理由)

政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づく政務活動費の交付額の確定、同条例第11条の規定に基づく収支報告書等の閲覧を実施するため、収支報告書等が議員から提出されてから閲覧に供するまでに次の事務手続を行う必要があることから、制度上60日間が確保されているところである。

ア 同条例第12条の規定に基づく議長による収支報告書等の調査等

(ア) 形式審査（各書類の整合性等）

(イ) 実質審査（使途基準の適合性等）

イ 議員自らによる収支報告書等の補正

ウ 収支報告書等の不開示情報のマスキング等

したがって、

i) 同条例第12条に基づく調査期間中において、未だ精査中である各議員の収支報告書等を公にすることは、制度上予定されていないものであること。

ii) 調査期間内に開示請求に応じるためには、その都度アからウの事務作業を中断し、最大1万枚近くに及ぶ収支報告書等をコピーした上で不開示情報のマスキングを行う必要があることから、毎年7月1日としている閲覧開始日に間に合わなくなるおそれがあること。

以上のことから、条例第7条第7号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するものと考えらる。

(4) 収支報告書等が提出されてからこれを閲覧に供するまでの調査期間中に開示請求があった場合には、閲覧に供する収支報告書等と当該開示請求に係る収支報告書等とで内容が異なることが想定されるほか、仮に閲覧に供するまで異なる日付で複数の開示請求があった場合、それぞれの開示請求に係る収支報告書等が全て異なる内容となることも想定される。

このことにより、政務活動費の閲覧制度の信頼性を損ない政務活動費制度の運用に支障が生じるほか、調査期間における開示請求により収支報告書等の調査・補正等及び不開示情報のマスキングなどの事務手続に遅れが生じ、7月1日の閲覧開始日までに間に合わなくなるなど収支報告書等の公表事務に支障を及ぼすものと考えられる。

(5) 青森県政務活動費の交付に関する条例第12条で、議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるとされており、政務活動費事務マニュアルでは議長に提出された収支報告書等について、確認の結果、不備が認められる場合には、「補正等」を行うこととされていることから、この規定に基づいて、当初提出された収支報告書等を必要に応じて補正等をしているものである。

なお、収支報告書等を閲覧に供する7月1日以降に変更の必要が生じた場合には「訂正」の扱いとし、議長に対して訂正届を提出し、訂正箇所に認印するとともに訂正年月日等を記載することとされている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第6号に該当するとして本件対象文書を不開示としたが、当審査会への諮問後、適用条項を見直しし、同条第7号に該当する旨主張することから、同号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第7号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とするものである。したがって、事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼす「おそれ」とは、当該情報を「公にすることにより」生じるものでなければならない。

(2) 実施機関は、毎年4月30日までに議員から議会事務局に提出された収支報告書等につき、各書類間の整合性や用途基準への適合性等を精査し、議員において必要な補正をし、毎年7月1日から一般の閲覧に供するため、コピーした上で不開示情報をマスキングするといった事務作業を完了させる必要があるところ、この期間内の開示請求に応じてその都度この事務作業を中断し、別途、最大1万枚近くに及ぶ書類のコピーやマスキングをすることとなれば、閲覧開始日に間に合わなくなるおそれがある旨主張する。

(3) しかし、実施機関が主張するこのような「おそれ」は、開示決定等に係る事務処理に伴って前記事務作業に支障を来す可能性があるというものであり、本件対象文書を「公にすることにより」生じるものであるとは認められない。

また、本件開示請求に応じるに当たり、事務処理上の困難その他正当な理由があったのであれば、開示決定等に係る通知期間を延長することができたのであり、本件対象文書に係る前記事務作業を中断せざるを得なかったとは認められない。

(4) このほか、実施機関は、収支報告書等の提出後これを閲覧に供するまでの間に開示請求があった場合、閲覧に供する収支報告書等と当該開示請求に応じて開示する収支報告書等とで内容が異なること等により、収支報告書等の閲覧制度の信頼性を損ない政務活動費制度の運用に支障が生じる旨主張する。

しかし、政務活動費制度の運用上、閲覧に供した収支報告書等が閲覧開始後に「訂正」される場合が想定されていると認められるから、閲覧開始の前後で収支報告書等の内容が異なるとしても、そのことによって、収支報告書等の閲覧制度の信頼性が損なわれたり、政務活動費制度の運用に支障が生じるものとは認められない。

(5) 以上を踏まえると、実施機関が本件対象文書を条例第7条第7号に該当するとして不開示としたことは妥当でない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書を不開示としたことは妥当でない。

実施機関においては、令和3年7月1日から閲覧の用に供され、議員から当初提出された令和2年度政務活動費収支報告書等と同一の行政文書であるとする本件対象文書について、改めて条例第11条第1項又は第2項の決定を行うべきである。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

令和2年度政務活動費に係る

- ・ 収支報告書（共通経費負担額一覧表等を含む）
- ・ 支出証明書
- ・ 領収書等の写し集計表
- ・ 政務活動実績報告書
- ・ 事務所状況報告書及び費目ごとの按分率一覧
- ・ 領収書等の写し貼付用紙
（全ての議員及び会派共通経費）

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和3年7月13日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和3年8月6日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和3年8月25日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和3年11月19日 (第127回審査会)	・審査を行った。
令和3年12月17日 (第128回審査会)	・審査を行った。
令和3年12月22日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和4年1月21日 (第129回審査会)	・審査を行った。
令和4年2月7日	・実施機関からの書面を受理した。
令和4年2月18日 (第130回審査会)	・審査を行った。
令和4年3月1日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和4年3月15日	・実施機関からの書面を受理した。
令和4年3月17日 (第131回審査会)	・審査を行った。
令和4年3月31日	・実施機関からの書面を受理した。
令和4年4月1日	・審査請求人からの口頭意見陳述申出書を受理した。
令和4年4月15日 (第132回審査会)	・審査を行った。
令和4年5月6日	・審査請求人からの口頭意見陳述申出書を受理した。
令和4年5月27日 (第133回審査会)	・審査を行った。
令和4年6月24日 (第134回審査会)	・審査を行った。
令和4年7月22日 (第135回審査会)	・口頭意見陳述の手続を実施したが、審査請求人は出席しなかった。 ・審査を行った。
令和4年8月26日 (第136回審査会)	・審査を行った。
令和4年10月28日 (第138回審査会)	・審査を行った。
令和4年11月25日 (第139回審査会)	・口頭意見陳述の手続を実施したが、審査請求人は出席しなかった。 ・審査を行った。
令和4年12月23日 (第141回審査会)	・審査を行った。
令和5年1月27日 (第142回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和5年1月31日現在）